

【ニュース】

望ましい基準の改定

鷹野 光行

平成15年6月6日付で、昭和48年に出された「公立博物館の設置及び運営に関する基準」が、「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」として全面的にあらためられ、公布施行された。資料1に新基準の全文を、資料2に同時に出された文部科学省生涯学習政策局長からの通知を掲載した。

48年の望ましい基準は、「観光地における粗末な動物園や水族館などの質的な向上を図る上に大きな意義があった」とする評価（樋口秀雄・椎名仙卓 1981）の他、大田区立郷土博物館のように、設立時にこの基準に示された規模をクリアーすることをめざすところがでるなど、具体的な施設・設備名をあげ、また自治体の規模による施設の面積、学芸員数を示していた点、博物館の設置上の目標としてだけでなく、博物館のあり方を考える上でも一つのよりどころになっていたものであったと思う。

この基準は平成10年12月7日付で、基準の大綱化、弾力化を図るという見直しの方向のもとに、職員の数に関する第12条が改められ、都道府県立に17人以上、市町村立に6人以上の学芸員、とする数値が撤廃され、「博物館には、学芸員を置き、博物館の規模及び活動状況に応じて学芸員の数を増加するように努めるものとする。」と変わった。今回の全面的な改定も、「大綱化・弾力化への対応」、「時代の変化に伴って生じた新たな役割への対応」（平成15年度 第10回全国博物館長会議 資料）によるもの、とされている。この間の経過については、瀧端真理子がまとめている（瀧端 2003）

なお、資料を提供して下さった、菅野和郎氏にお礼申し上げます。

註

樋口秀雄・椎名仙卓 1981「日本の博物館史」『博物館学講座2』p.106

瀧端真理子 2003「博物館法・基準・評価をめぐる現状と課題」『社会教育関連法制の現代的検討』

日本の社会教育 第47集 pp.107-118 日本社会教育学会

資料1

○文部科学省告示第百十三号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第八条の規定に基づき、公立博物館の設置及び運営に関する基準（昭和四十八年文部省告示第百六十四号）の全部を次のように改正する。

平成十五年六月六日

文部科学大臣 遠山 敦子

公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準

（趣旨）

第一条 この基準は、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第八条の規定に基づく公立博物館（同法第二条第二項に規定する公立博物館をいう。以下「博物館」という。）の設置及び運営上の望ましい基準であり、博物館の健全な発達を図ることを目的とする。

2 博物館及びその設置者は、この基準に基づき、博物館の水準の維持及び向上に努めるものとする。

（設置）

第二条 都道府県は、博物館を設置し、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等多様な分野にわたる資料を扱うよう努めるものとする。

2 市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、その規模及び能力に応じて、単独で又は他の市町村と共同して、博物館を設置するよう努めるものとする。

（資料）

第三条 博物館は、実物又は現象に関する資料（以下「一次資料」という。）について、当該資料に関する学問分野、地域における当該資料の所在状況及び当該資料の展示上の効果を考慮して、必要な数を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、及び展示するものとする。

2 博物館は、実物資料について、その収集若しくは保管が困難な場合、その展示のために教育的配慮が必要な場合又はその館外貸出しが困難な場合には、必要に応じて、実物資料に係る模型、模造、模写又は複製の資料を収集又は製作するものとする。

3 博物館は、一次資料のほか、一次資料に関する図書、文献、調査資料その他必要な資料（以下「二次資料」という。）を収集し、保管するものとする。

4 博物館は、一次資料の所在等の調査研究を行い、その収集及び保管（現地保存を含む。）に努めるとともに、資料の補修及び更新、新しい模型の製作等により所蔵資料の整備及び充実に努めるものとする。

(展示方法等)

第四条 博物館は、資料を展示するに当たっては、利用者の関心を深め、資料に関する知識の啓発に資するため、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

- 一 確実な情報及び研究に基づく正確な資料を用いること。
- 二 総合展示、課題展示、分類展示、生態展示、動態展示等の展示方法により、その効果を上げること。
- 三 博物館の所蔵する資料による通常の展示のほか、必要に応じて、特定の主題に基づき、その所蔵する資料又は臨時に収集した資料による特別展示を行うこと。
- 四 二次資料又は音声、映像等を活用すること。
- 五 資料の理解又は鑑賞に資するための説明会、講演会等を行うこと。
- 六 展示資料の解説並びに資料に係る利用者の調査及び研究についての指導を行うこと。

(学習活動等)

第五条 博物館は、利用者の学習活動に資するため、次に掲げる事項を実施するものとする。

- 一 資料に関する各種の説明会、講演会等（児童又は生徒を対象とした体験活動その他の学習活動を含む。）の開催、館外巡回展示の実施等の方法により学習機会を提供すること。
- 二 資料の利用その他博物館の利用に関し、学校の教職員及び社会教育指導者に対して助言と援助を与えること。

(情報の提供等)

第六条 博物館は、利用者の利用の便宜のために、次に掲げる事項を実施するものとする。

- 一 資料に関する目録、展示資料に関する解説書又は案内書等を作成するとともに、資料に関する調査研究の成果の公表その他の広報活動を行うこと。
- 二 事業の内容、資料等についてインターネットその他の高度情報通信ネットワークの活用等の方法により、情報の提供を行うこと。

(学校、家庭及び地域社会との連携等)

第七条 博物館は、事業を実施するに当たっては、学校、社会教育施設、社会教育関係団体、関係行政機関等との緊密な連絡、協力等の方法により、学校、家庭及び地域社会との連携の推進に努めるものとする。

- 2 博物館は、その実施する事業への青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者、外国人等の参加を促進するよう努めるものとする。
- 3 博物館は、その実施する事業において、利用者等の学習の成果並びに知識及び技能を生かすことができるよう努めるものとする。

(開館日等)

第八条 博物館は、開館日及び開館時間の設定に当たっては、利用者の要請、地域の実情、資料の特性、展示の更新所要日数等を勘案し、夜間開館の実施等の方法により、利用者の利用の便宜を図るよう努めるものとする。

(職員)

第九条 博物館に、館長を置くとともに、事業を実施するために必要な数の学芸員を置くものとする。

- 2 博物館に、前項に規定する職員のほか、事務又は技術に従事する職員を置くものとする。

(職員の研修)

第九条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の博物館の館長、学芸員その他職員の能力及び資質の向上を図るために、研修の機会の充実に努めるものとする。

- 2 市町村の教育委員会は、当該市町村の教育委員会の所管に属する博物館の前項に規定する職員を、同項の研修に参加させるよう努めるものとする。

(施設及び設備等)

第十一条 博物館は、その目的を達成するため、必要な施設及び設備を備えるものとする。

- 2 博物館は、青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者、外国人等の利用の促進を図るため必要な施設及び設備を備えるよう努めるものとする。
- 3 博物館は、資料を保全するため、必要に応じて、耐火、耐震、防虫害、防塵、防音、温度及び湿度の調節、日光の遮断又は調節、通風の調節並びに汚損、破壊及び盗難の防止に必要な設備を備えるよう努めるものとする。
- 4 博物館は、利用者の安全を確保するため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるとともに、必要に応じて、入場制限、立入禁止等の措置をとるものとする。

(事業の自己評価等)

第十二条 博物館は、事業の水準の向上を図り、当該博物館の目的を達成するため、各年度の事業の状況について、博物館協議会等の協力を得つつ、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

資料 2

15文科生第344号

平成15年 6 月 6 日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省生涯学習政策局長

近 藤 信 司

「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」の告示について（通知）

このたび、別添のとおり、平成15年 6 月 6 日付けをもって、博物館法（昭和26年法律第285号）第 8 条に基づく「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」（文部科学省告示第113号）が告示され、同日から施行されました。

本告示は、①地方分権の推進に伴う定量的、画一的な基準の大綱化、弾力化、②多様化、高度化する学習ニーズや国際化、情報化等の進展に伴う現代的課題への対応、③文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）の成立等文化芸術の重要性の高まりなどを踏まえ、従来の「公立博物館の設置及び運営に関する基準」（昭和48年11月30日文部省告示第164号）の全部を改正したものです。

貴教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会及び公立博物館に対して本基準について周知を図るとともに、別紙の各事項に十分御留意の上、適切な指導をお願いします。

なお、この基準は公立博物館に係るものですが、私立博物館に関する指導又は助言に当たっても、必要に応じて参考とされるようお願いします。

（別紙）「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」について

一 第一条関係（趣旨）

この基準は、博物館法第 8 条の規定に基づき、公立博物館（以下「博物館」という。）の健全な発達を図るために、その設置及び運営上の望ましい基準として定めたものであり、博物館及びその設置者は、この基準に基づき、それぞれの博物館の水準の維持、向上に努めるものとする。

二 第二条関係（設置）

（1）多様化、高度化する学習ニーズに対応し、例えば自然科学系の資料と歴史系の資料とを同時に展示し比較考証するなど、人文系、自然系といった分野を越えた幅広い博物館活動が望まれること。

（2）特に、市町村が設置する博物館については、地域社会の生活、文化、自然等に関わらず

各地域の創意工夫により館の特色等を設定し、個性的で活力ある博物館活動を行うことが望まれること。

三 第三条関係（資料）

(1) 動物園、植物園及び水族館を含め博物館は、各館園の創意工夫により、当該資料に関する学問分野、地域における当該資料の所在状況及び当該資料の展示上の効果を考慮して必要な数の資料の収集、保管及び展示に努めるものとする。

(2) 資料の収集及び保管に当たっては、その所在のみならず当該資料に係る専門的、技術的な調査研究に努めるものとする。

四 第五条関係（学習活動等）

多様化、高度化する学習ニーズに対応できるよう、館外巡回展示を行うなど各博物館の特性や地域の実情に応じた魅力ある学習機会の提供に努めるものとする。

特に、児童又は生徒に対する学習機会の提供に当たっては、野外観察会を開催するなど「子どもたちに様々な体験の機会を意図的・計画的に提供していく」（「生活体験・自然体験が日本の子どもの心をはぐくむ」平成11年6月9日生涯学習審議会答申）などを参考として積極的な取組みが望まれること。

五 第六条関係（情報の提供等）

幅広い利用者の学習活動に資するよう、資料のデジタルアーカイブ化を進め、インターネットその他の高度情報通信ネットワークにより資料の提供を行うことなどによる積極的な取組みが望まれること。

六 第七条関係（学校、家庭及び地域社会との連携等）

(1) 平成13年7月の社会教育法の一部改正により、地方公共団体が任務を遂行するに当たっては、学校教育との連携確保や家庭教育の向上への必要や配慮が求められていることから、博物館においても、事業を実施するに当たっては、関係機関・団体との緊密な連絡・協力などにより、学校、家庭及び地域社会の連携の推進に努めるものとする。

特に、事業をより効果的に行うためには、他の博物館等との調査研究、特別展の企画、資料の相互貸借等により、他の博物館との連携の推進に努めるものとする。

(2) 近年、高齢者や障害者等を含めた全ての人々が快適に生活できる、いわゆる「ユニバーサル社会」の考え方が広まるとともに、我が国を訪れる外国人観光者が増加する傾向にあることから、各博物館における事業実施の際には、参加体験型やハンズ・オン（自ら見て、触って、試して、考えること）を活用した展示、大活字本や点字資料の活用、託児サービスの充実、外国語による展示・案内表記などにより、青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者、外国人等の参加が促進されるよう、努めるものとする。

(3) 事業を実施するにあたっては、利用者等の学習の成果や知識、技能が生かされる内容と

なるよう、努めるものとする。

七 第八条関係（開館日等）

多様化、高度化する学習ニーズ等に応じて、休館日の臨時開館や夜間開館時間の延長など、利用者の利用の便宜を最大限図るよう、努めるものとする。

八 第九条関係（職員）

博物館には、館長及び学芸員、事務又は技術に従事する職員を置くこと。その際、その規模及び活動状況に応じて適正な数の学芸員その他の職員を置くことにより、学校、家庭、地域社会との連携やインターネット等を通じた情報の提供、事業の自己評価などの時代の変化に対応した新たな役割も含め、当該博物館に求められる役割を十分に果たすことができるよう、努めるものとする。

九 第十条関係（職員の研修）

(1) 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の博物館の職員の能力及び資質の向上を図るため、国際化、情報化等の進展など現代的課題への対応についても配慮しつつ、継続的、計画的な研修の機会の充実に努めるものとする。

(2) 市町村の教育委員会は、当該市町村の博物館の職員を都道府県などが提供する研修に参加させることはもとより、博物館の職員の能力及び資質の向上に資するよう、継続的、計画的な研修の機会の充実に努めるものとする。

十 第十一条関係（施設及び設備等）

(1) 近年、高齢者や障害者等を含めた全ての人々が快適に生活できる、いわゆる「ユニバーサル社会」の考え方が広まるとともに、我が国を訪れる外国人観光者が増加する傾向にあることから、青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者、外国人等の利用の促進を図るため必要な施設及び設備を備えるよう、努めるものとする。

(2) 貴重な資料を保全し後世に伝えていくことや利用者の安全の確保は、博物館の重要な使命であることから、博物館は資料の保全や利用者の安全確保のために必要な設備を備えるとともに、必要に応じて入場制限や立入禁止の措置をとるものとする。

十一 第十二条関係（事業の自己評価等）

(1) 博物館は、事業の水準の向上を図り、博物館の目的を達成することができるよう、日頃の運営方法の工夫、改善に努めるとともに、事業の成果等について自己点検・自己評価を行い、その結果を広く公表するよう、努めるものとする。

(2) その際、利用者の意向が適切に反映されるよう、博物館協議会等を十分に活用することが望まれること。なお、必要に応じて外部評価を導入することについての検討も望まれること。